平成２１年（フ）第５７０号
岡山市北区富町２丁目18番15号207、前住所
岡山市久米346番地３
債務者　片岡　　實
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９０号
岡山市中区関277番地４
債務者　川上　節子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０７号
岡山県倉敷市尾原2027番地３
債務者　吉村美代子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１６号
岡山県玉野市宇野４丁目８番28―404号
債務者　秋田美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６号
熊本県上益城郡山都町花上291番地２
債務者　橋本　敬雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３１号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松406番地
債務者　佐藤千恵美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第３８号
熊本県天草市志柿町3285番地２
債務者　谷山江利子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第９２８号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町１丁目アパート４―1002
債務者　岩井　成江
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１４９号
横浜市都筑区早渕３丁目25番８号
債務者　宮田　弘美（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８号
島根県益田市東町５番25号
債務者　明賀由里子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４４１号
青森県むつ市川内町休所42番地179
債務者　酒井　悟司
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６０８号
東京都世田谷区桜丘３丁目27―10―103
債務者　斉藤　治紀
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７８３号
東京都多摩市和田1261―18―505
債務者　寺澤　正貴
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７８９号
神奈川県横浜市鶴見区小野町６－５―505
債務者　墨野倉唯夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９００号
東京都江東区北砂５丁目16―６―202
債務者　吉崎　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部